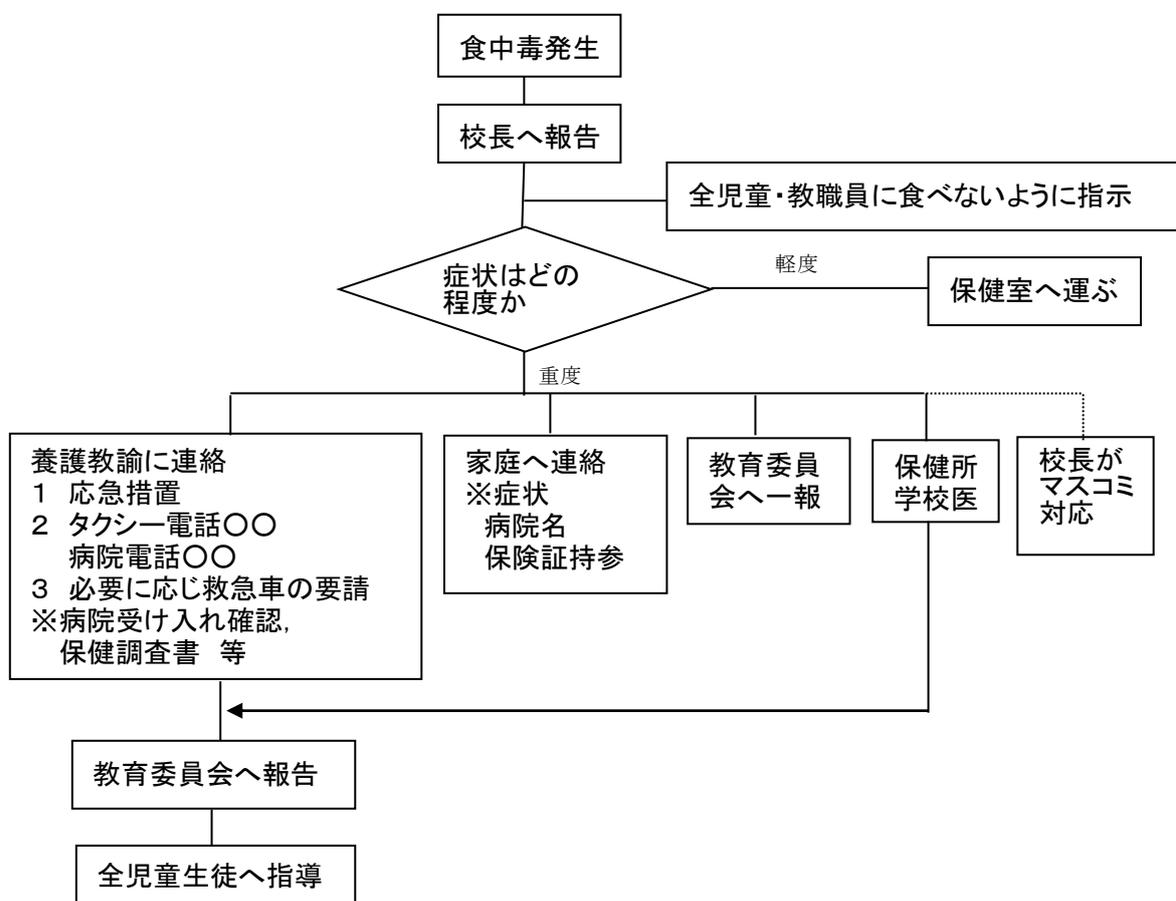


## 8 食中毒等発生時の対応マニュアル



- 1 発見者は、本人の症状が軽ければ保健室に連れて行く。症状が重い場合はその場において養護教諭に連絡する。その後直ちに校長に連絡する。
- 2 養護教諭は直ちに応急処置を行い、保健調査書よりかかりつけの病院を調べ、電話で受け入れの確認をして、タクシーの手配を行う。担任は家庭へ、病状、行き先の病院名及び保険証持参について伝える。
- 3 養護教諭は、保健調査書持参で病院へ移送する。治療が長引くときは、途中で校長に経過報告をする。
- 4 養護教諭が不在のときは、担任又は教頭が行う。
- 5 必要に応じて、救急車の要請を行う。
- 6 校長は、食中毒が発生したら事実を確認し、適切な処置をとり、教育委員会へ状況を報告し、指導を受ける。
- 7 校医、保健所の指導のもと、今後の対応策を考え、校長の指示のもと、児童生徒の指導を行う。
- 8 マスコミ対応は、校長が行う。(窓口一本化)